

平成二十一年二月十三日受領
答 弁 第 八 九 号

内閣衆質一七一第八九号

平成二十一年二月十三日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説
明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねの「潮の舞」については、在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という。）においてその所在が確認できなくなったため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長等から聞き取り調査を行い、平成十八年五月にウズベキスタン当局に対して捜査を依頼したことは、衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する第三回質問に対する答弁書（平成二十年四月四日内閣衆質一六九第二二五号）一から三までについて等で繰り返し述べたとおりである。外務省として、引き続き調査を行っており、大使館から外務本省に対し、例えば、平成二十年六月五日に報告が行われているが、「潮の舞」の所在に関する有力な情報は得られていない。